



令和8年度

玉野市職員採用試験受験案内

〔消防職〕

玉野市消防職員任用委員会



第1次試験 令和8年9月20日(日)

受付期間 令和8年7月13日(月)～令和8年8月28日(金)

申込方法 電子申請

※試験実施に関して緊急にお知らせする事項がある場合は、玉野市職員採用ホームページに掲載しますので、必ず事前にご確認ください。

1 採用予定人員等

職種	採用予定人員	職務の内容
消防職	2名程度	消防・救急・防災等に関する業務

2 受験資格

- (1) 平成10年4月2日以降に生まれた人(28歳以下)
 - (2) 次のア、イのいずれかに該当する人
 - ア 高等学校を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの人
 - イ アと同等以上の資格があると認められる人又は令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの人
 - (3) 視力 両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上の視力(矯正視力含む。)であること
 - (4) 聴力 聴力が正常で言語明りょうであること
 - (5) 居住 採用後は、玉野市内に居住できる人
※なお、一定の条件を満たす場合には、玉野市外への居住を申請することも可能です。
 - (6) 運転免許 普通自動車以上の運転免許証を取得又は取得見込みの人(AT限定を除く)
※採用後、おおむね4年以内に中型自動車運転免許又は大型自動車運転免許を自己において取得することが求められます。
- ※ 椎間板ヘルニア及び腰痛の既往症のある人は、消防業務遂行上非常に支障となる場合、医師の検診の必要がありますので、必ず申込書に記載してください。
- ※ 救急救命士の資格を取得済みの方又は取得見込みの方は資格・免許欄に記載してください。

(注) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 玉野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ② 日本の国籍を有しない人
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)



©いしいひさいち


3 試験の内容

	科目	形式	時間	内 容
第 1 次 試 験	教養試験	択一式	60 分	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
	適性検査	択一式	20 分	職務遂行に必要な適性についての検査
	作文試験	記述式	60 分	当日出題される課題についての作文試験
	体力試験			腕立て伏せ、上体起こし、反復横跳び、立ち幅跳び、シャトルラン、握力等から当日指定します。
第 2 次 試 験	面接試験			人柄等についての個別面接

※ 作文試験は第1次試験で実施しますが、採点は第2次試験で行いますので、作文試験の成績は第1次試験の可否評価には含まれず、第2次試験の可否評価に含まれます。過去の作文課題を玉野市職員採用ホームページに公表しています。

※ 第1次試験合格者には、合格通知と一緒に健康診断表を送付しますので、第2次試験当日に持参して提出してください。

4 受験手続

申込み方法	<p><u>原則、電子申請により受け付けます。</u></p> <p>手続きの詳細については、市ホームページをご覧ください。 https://www.city.tamano.lg.jp/site/saiyo/list41-458.html</p> 
受付期間	<p>令和8年7月13日（月）～令和8年8月28日（金）</p> <p>※受付期間最終日の23時59分までに申請を完了してください。</p>
受験票	<p>電子申請にて入力されたメールアドレスあてに、令和8年9月9日（水）までに電子メールにより受験票を送信します。</p> <p><u>受験者は、受験票をA4用紙に印刷し、試験当日に持参してください。</u></p> <p><u>なお、電子メールが期日までに届かない場合は、必ず事務局(0863-31-5711)まで連絡してください。</u></p>

(注意事項)

- ・ ご自宅にインターネット環境がない方は、学校等のインターネット環境をご利用ください。
- ・ プリンターをお持ちでない方は、コンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用ください。
- ・ 特別な事情で電子申請による申込みが困難な場合は、**令和8年8月20日（木）**までに事務局(0863-31-5711)までご相談ください。

5 試験の日程

	日 時	場所・方法等
第 1 次 試 験	令和 8 年 9 月 20 日 (日) 受付 9:00～ 9:30 試験 9:45～15:00 頃	学校法人加計学園 玉野総合医療専門学校 (玉野市築港 1 丁目 1 番 20 号)
第 1 次 試 験 合 格 発 表	令和 8 年 10 月上旬	合否ともに文書で通知 以下の場所に合格者の受験番号を掲載 ・玉野市消防本部掲示板 ・玉野市ホームページ
第 2 次 試 験	令和 8 年 10 月中旬～下旬	玉野市消防本部 (玉野市田井 2 丁目 4502 番地)
第 2 次 試 験 合 格 発 表	令和 8 年 11 月上旬	合否ともに文書で通知 以下の場所に合格者の受験番号を掲載 ・玉野市消防本部掲示板 ・玉野市ホームページ

6 第 1 次試験当日の注意事項

- (1) 受験票、筆記用具 (HB の鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)、上履き、下足袋、屋内用運動靴、運動のできる服装、タオルを持参してください。
- (2) 昼食、飲み物は、各自用意してください。
- (3) 試験会場は禁煙です。また、ゴミはすべて持ち帰ってください。
- (4) 試験会場には受験者用の駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関でお越しください。

7 試験結果の開示

試験結果の点数や順位は、第 2 次試験の合格発表後に不合格者にのみ開示します。試験を辞退した人には成績を開示することはできません。

また、電話等による問い合わせにはお答えできません。

請求方法：玉野市ホームページから試験結果開示請求書をダウンロードして郵便で請求してください。

切手を貼った返信用封筒 (長 3 サイズ) を同封してください。

請求期限：第 2 次試験の合格発表から 1 か月以内

開示内容：第 1 次試験 教養試験・体力試験の得点、順位

第 2 次試験 順位

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、令和 9 年 4 月 1 日以降に欠員が生じた場合、必要に応じて成績順に採用します。なお、この名簿の有効期間は、登録の日から 1 年間です。
- (2) 受験資格を満たす見込みの人で、採用候補者名簿に登録された人が、令和 9 年 3 月 31 日までに資格要件を満たさなかった場合は、採用候補者名簿から削除します。
- (3) 受験資格がないこと、受験申込書の記入事項等に虚偽があったこと、又は試験において不正の行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

9 勤務条件・福利厚生

(1) 初任給

大学卒	232,000 円
短大卒	213,100 円
高校卒	200,300 円

今後の給与改定によって、金額が増減することがあります。

職歴等を有する人は、条件により給料月額が加算される場合があります。

(2) 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が条件によって支給されます。

(3) 勤務時間等

配属先によって、隔日勤務と毎日勤務があります。隔日勤務の場合、午前8時30分から翌日午前8時30分までのうち15時間30分勤務、週休日は4週ごとに8日です。毎日勤務の場合、午前8時30分から午後5時15分までのうち7時間45分勤務、週休日は週2日です。

休日は、祝日法による休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）ですが、隔日勤務の場合、休日でもローテーションで勤務が割り振られます。その他、年次有給休暇、夏期休暇、病気休暇、リフレッシュ休暇など、各種特別休暇制度があります。

(4) 福利厚生

① 健康維持・管理

定期的な健康診断の実施と人間ドック受診の際の助成を行っています。

② 年金・健康保険など

岡山市町村職員共済組合への加入により、年金・健康保険などの制度が充実しています。

職員互助会で各種給付事業や保険の団体扱いなどを行っています。

③ 女性が働ける環境

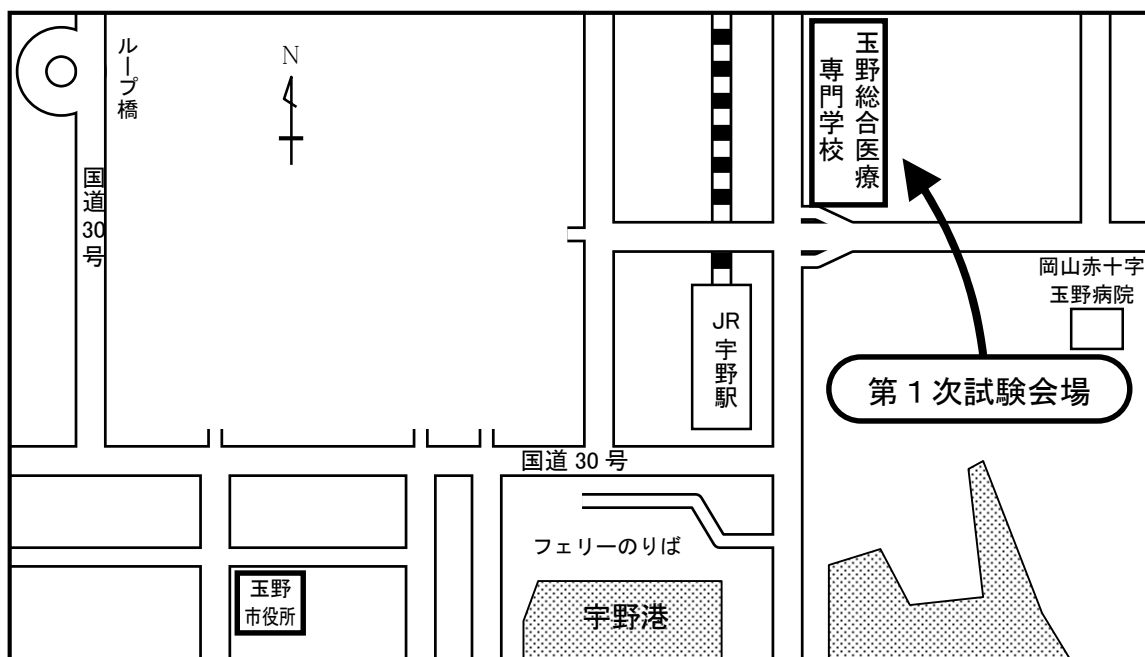
すべての部署に女性専用施設（仮眠室、浴室等）が整備されており、女性職員でも安心して働く環境が整っています。

(5) その他

採用後は、岡山県消防学校（岡山市東区瀬戸町）へ入校し、全寮制で初任教育6か月、救急科2か月の教育を受けていただきます。



■ 試験会場案内 ■



試験会場には受験者用の駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関でお越しください。

■JR宇野駅から徒歩約10分

申込み・問合せ

玉野市消防職員任用委員会
(事務局：玉野市消防本部消防総務課)

〒706-0001 玉野市田井2丁目4502番地
電話：0863-31-5711
電子メール：syoubousoumu@city.tamano.lg.jp

※ 電話の受付時間 8時30分～17時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）